㈡　変更後の指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
2　(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁並びに関係市役所及び神石高原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　広島県府中市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
㈠　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
㈠　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び府中市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省
○国土交通省告示第百八十号
○環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年九月二十八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV−999	日立　TX75US A	4LE2XCU	日立建機株式会社	東京都文京区後楽二丁目5番1号

○経済産業省
○国土交通省告示第百八十一号
○環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十月七日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者又は名称	届出事業者の住所
NV−1000	古河　FTH1S−210S	V3307−DI−T−KDN	古河ロックドリル株式会社	東京都中央区日本橋一丁目5番3号

○経済産業省
○国土交通省告示第百八十二号
○環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十月十八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者又は名称	届出事業者の住所
NV2−6	キャタピラー　324E	UDS−C7.1	キャタピラージャパン株式会社	東京都世田谷区用賀四丁目10番1号
NV2−7	キャタピラー　329E	〃	〃	〃

○経済産業省
○国土交通省告示第百八十三号
○環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十月十八日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV−1001	イシカリ　IZD11−30	D1105−T−E DM	株式会社イシカリ	北海道札幌市東区北丘珠2条3丁目2番30号

○経済産業省
○国土交通省告示第百八十四号
○環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十月十九日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV−1002	モロオカ　MST−650VDL−Ⅲ	V3800−DI−T−KDP	株式会社諸岡	茨城県龍ヶ崎市庄兵衛新田町358番地

○経済産業省
○国土交通省告示第百八十五号
○環境省

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成十七年法律第五十一号）第十条第一項の規定に基づき平成二十三年十月二十六日次のとおり特定特殊自動車の型式の届出があったので、同条第四項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月十五日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志
国土交通大臣　前田　武志
環境大臣　細野　豪志

型式届出番号	特定特殊自動車の車名及び型式	特定原動機の型式	届出事業者の氏名又は名称	届出事業者の住所
NV2−8	コベルコ　FP35	J08E−UV	コベルクレーン株式会社	東京都品川区東五反田二丁目17番1号
NV2−9	コベルコ　GG35	〃	〃	〃
NV2−10	コベルコ　GK35	〃	〃	〃
NV2−11	コベルコ　GD35	P11C−VC	〃	〃
NV2−12	コベルコ　HF35	〃	〃	〃